

鈴鹿市立庄野小学校いじめ防止基本方針

令和7年度

1 いじめ防止等に関する基本理念

(1) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの』と定義されている。（「いじめ防止対策推進法」第2条）いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害したり、その心身の健全な成長・人格の形成に重大な影響を与えたり、生命または身体に危険を生じさせたりする恐れがある。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずしをされ、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話、SNS（ソーシャルネットワークシステム）の中等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に児童相談所・警察に相談する必要があるものや、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。従って、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に関係機関と連携した対応を取る場合もある。

2 未然防止の取組

(1) 学力保障

- ① 子ども同士のかかわりを大切にしながら、自分の思いが表現できるような授業作り
に努める。
- ② 基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める。
- ③ 確かな学力と、「心豊かで たくましい子」の育成に努める。

(2) 居心地のよい学級づくり

- ① 学級で様々な問題を解決するために、話し合い活動を充実する。
- ② 一人ひとりの良さや特性を互いに理解しあう活動を充実する。

（３）人権教育の充実

- ① 中学校区の幼・小・中との連携を進め、つながりのある人権教育カリキュラムの策定に努める。
- ② いじめや差別を許さない人権学習の充実に努め、実践的行動力を育成する。
- ③ 児童が主体となる人権教育と道徳の授業を充実する。

（４）自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ① 自尊感情や自己肯定感・自己有用感を育成する教育活動に努める。
- ② 将来への夢と希望を持たせるキャリア教育の充実に努める。

（５）児童による主体的な活動

- ① 生活委員会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分自身に関わる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ② いじめ撲滅運動など、児童が主体となった活動の充実に努める。

（６）保護者や関係機関との連携

- ① いじめ防止の重要性を保護者や地域に発信するとともに、家庭教育の場でもいじめ防止に取り組むように連携を進める。
- ② 教育委員会・警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

３ 早期発見の取組

（１）きめ細やかな児童理解

- ① いじめはどの学校にも起こり得る、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりえるとの認識に立ち、日々の児童の言動から、一人ひとりの児童の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を磨く。気になることがあれば、迅速に校内の各担当に連絡し、情報共有を進める。
- ② 児童と同じ目線で物事を考え対話し、当事者の気持ちを理解することに努める。
- ③ 自らの言動について、いじめ防止の観点から常に厳しい体勢で自己点検に努める。

（２）具体的な手立て

- ① 日々の観察・校内巡視と対話活動
業間や昼休みなどに積極的に児童と対話し、些細な変化も見逃さぬよう努める。
- ② 「連絡ノート」の活用
連絡ノートを活用し、個別の児童や保護者との対話の充実を図る。
- ③ 教育相談の充実・日頃から、いつでも相談に応じることを児童に伝え、気軽に相談

できる環境づくりを進める。また、積極的な声かけで、児童の困り感などを敏感に捉えられるように努める。相談内容によっては、事案を学校内で共有し、スクールカウンセラーや関係機関と連携するなど、組織的な対応に努める。

④ いじめアンケートの活用

定期的にいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。

4 いじめ防止対策委員会の設置

① いじめ防止の取り組みについて、学校基本方針に基づく計画・実行・検証を行う。

委員会は各学期に1回程度行うこととし、いじめに関する事案のあったときは速やかに会議を招集する。

② 構成：校長、教頭、教務、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、人権教育担当、研修担当、養護、を基本とし、随時、担任・学年等の関係職員を交える。

5 いじめ問題発生時の対応

いじめられた児童からの事実確認および保護者への対応

【児童】

保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
複数の教員が児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

【保護者】

保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

対応方針の決定および役割分担

- ・ 情報が速やかに児童指導担当者や管理職に伝わり、いじめ防止対策委員会において迅速な対応ができるように、教師の情報連絡体制を整える。
- ・ いじめ防止対策委員会で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・ 5W1Hに基づき、正確に事実を確認する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・ いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・ 周囲の児童から聞き取る際には、たとえば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

いじめた児童・保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく生徒指導部長が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・ 児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝辞の方法について共に考えながら指導する。
- ・ 保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の思いを伝え協力を求める。
- ・ 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

学級・学年全体への指導

- ・ いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成をはかる。
- ・ いじめの事実を伝えて指導する場合は必ず本人と保護者の了解を得て行う。

6 再発防止の取組

- ① 学校基本方針周知徹底のための研修を実施
- ② 人権感覚・カウンセリングマインドの向上を目的とした研修の実施
- ③ 学力保障を念頭におき、どの子ども輝ける授業を目指す実践研修の実施
- ④ 居心地のよい集団・仲間作りを進める実践研究の実施

7 重大事態の対処

(1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。なお、

いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。